

ゴルフ場利用約款

上田丸子グランヴィリオゴルフ倶楽部

第1章 総則

第1条 約款の適用

当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は当倶楽部会則、細則による他、「長野県ゴルフ場暴力防犯対策協議会」の申し合わせによる本約款に従ってご利用頂きます。

第2条 利用契約の成立

当ゴルフ場を利用される方は当日フロントにおいて所定の用紙にフルネームにて署名又は自動チェックイン機においてチェックイン手続きをしてください。それにより当ゴルフ場はチェックインされた方の施設利用をお引受けすることになります。

第3条 利用引受の拒絶

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員等でスタート時間を確保できない場合。
2. 天災、降雪、襲雷、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズする場合。
3. 利用者(同伴者含む)が、暴力団員または暴力団関係者ならびに暴力団関係団体およびその関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等反社会的勢力」という)に属している者である場合。
4. 利用者が刺青、タトゥーをしている場合。
6. 偽名又は他人名義で申し込みが行われた場合。
7. 利用者(同伴者含む)が公の秩序に反する行為をなすおそれがあると認められた場合。
8. その他、当ゴルフ場が施設利用をお断りすべきと判断した場合。

第4条 利用の申込み、予約金、違約金等

当ゴルフ場ご利用の申込み・予約金・違約金等の取扱いについては当ゴルフ場の定めるところに従って頂きます。

第5条 休業日、開場時間

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

第6条 利用継続の拒絶

当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 利用者(同伴者含む)が公の秩序に反する行為をおこなった場合。
2. 技術の未熟、またはエチケット・マナーに欠け、他の利用者に著しく迷惑を及ぼした場合。
3. 天災、降雪、襲雷その他やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズする場合。
4. 利用者(同伴者含む)が暴力団等反社会的勢力に属している者であることが判明した場合。
4. 本約款に違反した場合。
4. その他、当ゴルフ場が施設利用の継続をお断りすべきと判断した場合。

第7条 金銭、貴重品の取扱い

金銭その他貴重品については「貴重品ボックス」をご利用ください。フロントにお預けの際には、その手続きを行ってください。お預けいただかない場合は一切の責任を負いません。お預り品は預り証の持参人に預り証と引換にお返しします。この時点で当ゴルフ場のお預り品に対する責任は免責されたこととなります。預り証を紛失した場合は直ちに届けてください。届出前の責任は負いません。

第8条 携帯品、自動車

利用者の携帯品や当ゴルフ場駐車場に駐車中の自動車及び車内の物品の盗難、損傷及び場内での事故等につきまして当ゴルフ場は責任を負いません。

第9条 ロッカーの鍵

ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預かりいたしません。鍵の紛失又は共用その他代理人利用に起因する事故等につきまして当ゴルフ場は責任を負いません。

第10条 宅配便

当ゴルフ場は宅配便によるゴルフクラブ、バック、コンペ賞品等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎの物品について保管中の過失によりこれらを滅失、毀損等した場合以外責任を負いません。運送に関する一切の法律関係は運送会社との契約または約款の定めによります。

第11条 プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット、マナーを守り自己の責任でプレーして頂きます。

第12条 素振り

素振りは前後左右を注意しティマーク内の打席又は特に指定された場所以外では避けてください。プレーヤーはみだりにティイングエリアに立ち入らないでください。

第13条 飛距離の確認

先行組に対しては、後続組の打者はナビゲーションシステム等で確認し自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球してください。

第14条 打者の前方に出ないこと

同伴プレーヤーは打者の前方には絶対出ないでください。また、同伴者の打球の行方を注視し危険を避けるよう努めてください。

第15条 隣接ホールへの打込み

隣接ホールへの打込みは特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図し邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも充分注意し打球してください。

第16条 退避および退避所

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。退避所のあるホールでは後続組が打ち終わるまで必ず退避所内に退避してください。

第17条 ホールアウト後の退去

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り後続組の打球に対して安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

第18条 襲雷時の避難

雷鳴があった場合は、当ゴルフ場の指示の有無にかかわらずプレーを中止し近くの避難小屋等安全な場所に避難してください。なお、サイレンや当ゴルフ場スタッフによる避難指示があった場合には、直ちにプレーを中止し近くの避難小屋等安全な場所に避難してください。

第19条 火気使用の禁止

コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁とします。マッチの燃え殻、煙草の吸い殻は必ず火の気を消してから灰皿にお入れください。灰皿のない場所は禁煙です。

第20条 違背の場合の責任

利用者が第11条、第12条、第13条、第14条及び第15条に違背し第三者に傷害等の事故を発生させた場合及び、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条および第18条に違背し自ら傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は損害賠償等の責任を負いません。

第21条 プレー終了後のクラブの確認

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し問題がないか慎重に確認してください。確認後はクラブ不足瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

第22条 紛失・忘れ物について

プレーヤーの所持品の紛失・忘れ物に関して当ゴルフ場は責任を負いません。

第23条 施設に損害を与えた場合

利用者の故意又は過失により当ゴルフ場の施設及び施設内の設備・備品に損害を与えた場合、その損害額を請求させていただきます。また、施設内の備品・コース内の草、木、花等の採取、持ち帰りは厳にお断りいたします。発見した場合には相当金額の賠償を請求させていただきます。

第24条 施設内への持込品

施設内に下記のものを持ち込むことをお断り致します。

1. 動物、ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲、刀剣類及び毒物類
4. 発火、爆発のおそれのあるもの
5. 騒音を発するもの
6. その他、他の利用者に対し危険を及ぼし、当ゴルフ場の適正な利用を妨げるもの

第25条 行為の禁止

施設で下記の行為はお断りいたします。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内の立入り
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
※但し、第2項、第3項については特に許可した場合を除きます。

第2章 カート運行(運転)

第26条 安全運転義務

コース内の運行に関して電磁誘導式カートを採用しており通常はリモコン及びカートボタン操作にて運行していただきますが、悪天候やその他の事情により、プレーヤーによる運転操作にてカートを運行していただく場合があります。運転者はカートの運行に際し当該カートの装置を確実に操作して周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により運行(運転)してください。

第27条 走行場所

カートは止むを得ない事情がある場合の他は所定のカート用通路以外の場所で走行させないでください。

第28条 運転中の注意

1. 運転者はカートの運転に際しては次の事項を遵守してください。
 - (1) 走行の際の注意事項
 - (イ) 電磁走行中のカートは人や物には反応しませんのでカートの前後には十分ご注意ください。
 - (ロ) 発進は必ず他の利用者が着座したことを確認した上で行ってください。
 - (ハ) カート用通路の走行は走行方法等(走行方向、一旦停止等)の表示がある時はこれに従って運転してください。
 - (二) 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には予め減速の上低速で走行し、かつ必要に応じて他の利用者に声を掛ける等の注意を促してください。
 - (2) 停車等の際の注意事項
 - (イ) カートは斜面などの不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停車又は駐車させないでください。
 - (ロ) カートを離れる時は必ず他の利用者の降車を確認の上、パーキングブレーキを確実に掛けてください。
 - (3) その他の注意事項
 - (イ) 急発進、急停車、片手運転、スピード運転、無謀運転をしないでください
 - (ロ) 管理作業員、作業車両とのすれ違いに充分注意をしてください。
 - (ハ) カートの乗車はカート定員を守ってください。
 - (ニ) 飛び乗り飛び降りはいしないでください
 - (ホ) カートの故障またはそのおそれがある場合は直ちに当ゴルフ場スタッフまでお申し出ください。
 - (ヘ) プレー中の事故またはカート事故が発生した場合には直ちに当ゴルフ場スタッフまでご連絡ください。
2. 運転者はカートの運転に関しては前項に定めるほかカート用通路を道路とみなして道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠してこれを行ってください。

第29条 同乗者等の注意事項

運転者以外の利用者はカートの利用に際し次の事項を遵守してください。

1. カートが発進する際、あるいはカートが起伏ある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は必ずカートの把持部分(アームレスト)に掴まってください。
2. カートの走行中はカートから身体、衣服、用具等がはみださないよう留意してください。
3. カートの走行中は前後左右にご注意ください。

第30条 利用の中止等

1. 利用者に次の事由がある場合は事情に従い当該利用者につき運転を禁止、カート利用を中止、あるいは施設利用を中止して頂くことがあります。

- (1) 運転者に運転者の資格のないことが判明した時。(電磁誘導走行時は除く)
 - (2) 利用者に当約款あるいは会則その他の規定に反する行為があった時。
2. 前項の事由にかかるカートの他の利用者についても事情に従い前項の禁止ないし中止措置をとらせて頂くことがあります。

第31条 事故の場合の責任等

- 1. 運転者はカートの運行に関し故意又は過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カートその他の施設内の物品を含む)に損傷を及ぼす事故を生じた場合には被害者に対し当該事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 2. 冬期はカート道等あらゆる箇所が凍結する可能性がありますので十分注意を払ってください。事故の原因が不注意に起因する場合は当ゴルフ場では責任を負いません。

第3章 その他

第32条 その他

その他本約款に定めのない事項はゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものといたします。

第33条 管轄合意

この約款の適用についての紛争が生じたときの第一審裁判は長野地方裁判所または上田簡易裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意して利用いただきます。

第34条 利用約款の変更

本約款は当ゴルフ場が必要を認めた場合は変更いたします。

以上